

## 日本のベルに関する法律の始まりと種類の変化

自転車安全利用研究会 谷田貝一男

### 1. 初めてベルが付けられた自転車

1817年に自転車が初めて誕生し、1870年頃には前輪が大きく後輪が小さいオーディナリーと呼ばれている自転車が登場していますが、その間に開発されたいろいろな運転方法や車体型式の自転車にはベル等の警音器の利用や装着は確認されていません。ベル（ベルの種類は判別できない）の装着が確認されているのは1882年に製作されたオーディナリーです。

### 2. 日本におけるベルに関する法律の始まり

安政5年(1858年)に日本はアメリカ・イギリス・フランス・ロシア・オランダ5か国と通商条約を結び、貿易のための港と外国人居留地が作られました。その居留地に慶応元年(1865年)自転車が初めて日本に持ち込まれたといわれています。

このときから、明治30年(1897年)までは自転車にベルなどの警音器を装着する法律がなく、警音器が装着している自転車と装着していない自転車がありました。

明治27年(1894年)8月4日に警音器（形は不明）が装着されている自転車に関する新聞記事があります。

[読売新聞より(現代文に修正)] 明治27年8月2日、午後5時頃南豊島郡角筈村の道路を、麹町区富士見町1丁目の篠崎たか子という18歳の女性が更紗の洋服を着て自転車に乗っていた。ちょうど前方から荷馬車を引いた百姓が近づいてきたので、女性はベルをリンリンとならしたところ、馬が驚いて飛び上がり、その瞬間荷馬車が転倒して女性の乗った自転車にぶつかり、女性は傍らの溝の穴に落ちてしまった。

また、明治29年(1896年)12月17日号の朝日新聞に掲載された日本橋兜町時計店「吉沼又右衛門」の広告に「自転車、ベル、修繕器具等新式付属品各種」の文字があります。

このような自転車と荷馬車や歩行者との事故が増えてきたことから、明治31年(1898年)に警視庁令第20号として初めて自転車取締規則が制定されました。全7条ですが警音器の装着と使用に関する内容、並びに違反者に対する罰則規定として1日以上10日以下の拘留または5銭以上1円95銭以下の科料に処することが定められています(条文は現代文に修正)。

[第1条]号鈴号角等の装置がない自転車は道路において使用してはいけない。

[第4条]街角または道幅の狭い道路その他通行が頻繁な場所で運転するときは号鈴号角を鳴らし、且つ徐行すること。

さらに明治34年(1901年)に規則を改定した全17条の警視庁令第61号では、警音器の目的・使用に関して次のように修正・追加され、違反者に対する罰則規定は明治31年の取締規則と変わらずに盛り込まれています。

[第1条]道路において自転車を使用するときは他人に警戒を与えるべき「ベル」またはその他の警音器を車体に装置し、もしくは携帯すること。

[第3条]街角、橋上、坂路または幅が狭い、もしくは交通が頻繁な場所を乗車進行するときは警音器を鳴らし徐行すること。但し急傾斜の坂路があるときは下車すること。

[第4条]歩行者及び牛馬諸車を追い越すときはあらかじめ警音器を鳴らして警戒を与えること。

このような取締規則は他の府県でもほぼ同じ内容で制定されたことで警音器の装着が進み、明治36年(1903年)2月から読売新聞に掲載された小杉天外著の小説「魔風恋風」にはヒロイン萩野初野が颯爽と自転車で現れるシーンで「鈴の音高く、現れた」と紹介され、自転車に警音器が装着されていることがわかります。

### 3. 明治末期から昭和初期に発売された警音器

明治末期(1910年代)から自転車が普及し始めるのと併せてイギリス製をモデルにした警音器の国内生産が始まり、当初の形状は単打ベル(レバーの手元を押しながら手を離すとレバーの先端が腕に当たって音が出る)やラッパ(写真1)が主でしたが、その後警音発生機能が向上した回転ベル(写真2)や引きベル(写真3)などの様々な形状の警音器が車体に装着され、ヨーロッパに輸出も行われるようになりました。昭和初期(1920年後半期)になると警音器と照明器が一体となった製品も登場しています(写真4)。



写真1

長谷川商報 大正13年



写真2

堀商報 大正12年



写真3

長谷川商報 大正13年

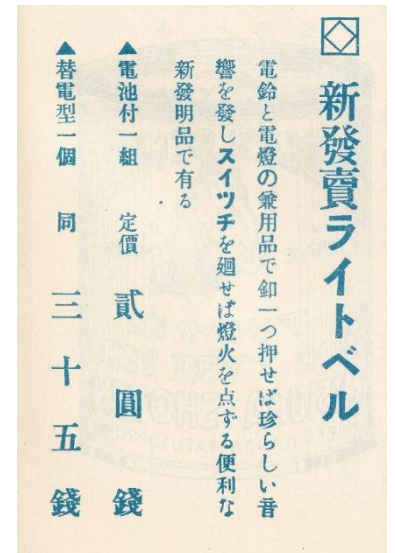


写真4

西浦商報 昭和6年

### 4. 自転車急増による警音器の変化

東京府下の自転車保有台数が明治39年(1906年)の8151台から大正5年(1916年)は9万8543台に、昭和1年(1926年)には43万2766台となり20年間で53倍に増加しています。

自転車の急増普及とともに歩行者との事故だけではなく自動車・オートバイとの事故も増加していたことで、ゴム製スポイト式ラッパ(写真5)がバイクと自転車兼用で使用されるようになりました。

また、相手に警戒を与えて事故防止のために、より大きな音を出す警音器の使用が拡大していき、大正14年(1925年)の輪業世界誌に掲載されたベル界の元祖と称した田中力藏商店の広告に「田中製ベルは優美堅牢にして音響強大なり」の文字があります。昭和3年(1928年)に発売された警音器(写真6)は右側のつまみを押すと空気圧の変化によって「ブー」という大きな警告音が発します。



写真5

長谷川商報 大正13年



写真6

自転車文化センター所蔵

他方で大きな音の発生が問題となり、長崎県では不快な必要以上の高音を発する警音器の使用を禁止、すべて軟調警音器を使用すべきとして道路取締施行細則を改正しています(写真7)。これにより、県保安課は歩行者に対しても今までより低音の警笛が鳴っていることに注意をしてほしいと伝えています。

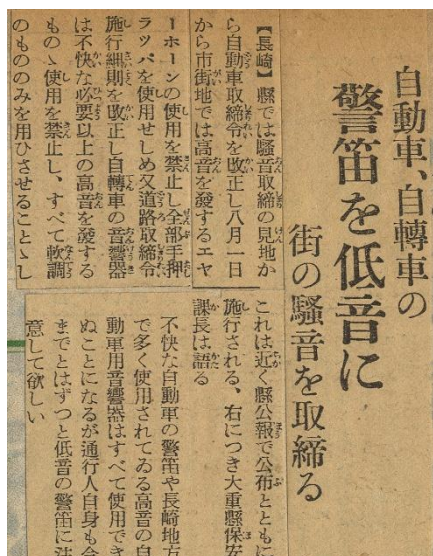


写真7

大阪朝日新聞長崎版 昭和9年7月21日

## 5. 昭和35年の道路交通法制定

昭和35年(1960年)6月25日に道路交通取締法に替わって現在の道路交通法が制定され、警音器を鳴らさなければいけない場合が示されていますが、それまでに定められていた歩行者を追い越すときはあらかじめ警音器を鳴らして警戒を与えるという内容は示されていません。この法律の制定と共にJIS日本工業規格(現 日本産業規格)に自転車用ベルの規格が指定されたことなどから、空気圧を利用して大きな音が出る警音器は使われなくなっていました。